

令和3年度 第3回定期監査（令和4年3月24日報告） 【指摘事項】

対象部局：財務部、環境部、上下水道局、選挙管理委員会事務局

該当所属	監査の結果（指摘事項）	措置・対応状況の別	内容
1 公有資産マネジメント課	<p>1 収入事務について (1) 徴収事務 ア 遅延損害金の計算を誤っているものがあった。 遅延損害金は、郡山市債権管理条例第8条第3項の規定により、遅延損害金の確定金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて算出することとなっており、一つの債権を分割納付させる場合においては、完納となり遅延損害金の総額が確定した後、端数金額を切り捨てるべきところ、納入の都度、端数金額を切り捨てているものがあった。</p>	措置（完了）	<p>未納となっていた熱海温泉使用料の分割納付事務処理にあたり、「郡山市債権管理条例」第8条第3項に基づき一債権の完納時に遅延損害金の計算を行い遅延損害金の確定金額を端数処理すべきところ、認識を誤り分割納付の都度遅延損害金の計算を行い、遅延損害金の確定金額として端数処理を行ったため、誤った金額で遅延損害金の請求を行ってしまいました。 正しい請求額と誤って請求した遅延損害金の差額分については、速やかに納入義務者に説明の上、納入いただきました。 また、新たに発生した遅延損害金については、令和4年1月1日稼働の新税総合システムによる債権管理システムを活用しながら「郡山市債権管理条例」に基づき適正な事務の執行に努めております。</p> <p>令和4年8月31日措置通知 市長</p>
2 東山霊園管理事務所	<p>イ 手数料徴収に適切でないものがあった。 証明書を郵送により交付する場合は、郡山市手数料条例第10条の規定により、手数料を添えて申請させなければならないが、申請を受理した後に納付書を発行し、納付させているものがあった。</p>	措置（完了）	<p>今般の不適切な理改葬等証明手数料徴収につきましては、市手数料条例の認識不足から生じたものです。 指摘のあった点につきましては、証明書を発行する際のマニュアル及び確認用チェックリスト並びに管理台帳を作成し、所属内で周知徹底を図りました。 なお、令和4年度からは、郵送により申請を受ける際には、相手方に手数料及び郵送料を添えて申請をするよう説明するなど、適正な事務執行に努めております。</p> <p>令和4年8月31日措置通知 市長</p>
3 富久山クリーンセンター 上下水道局総務課	<p>2 契約事務について (1) 入札事務 入札保証金免除の根拠を明確にした書類を作成していないものがあった。 入札保証金の全部又は一部を免除する場合には、郡山市契約規則第27条第2項で準用する同規則第8条第2項の規定又は郡山市上下水道局契約規程第26条第2項で準用する同規程第8条第2項の規定により、その事由を明らかにした書類を作成しなければならないが、事由を明らかにした書類を作成していないものがあった。</p>	措置（完了）	<p>(富久山クリーンセンター) 入札保証金免除に係る書類の不備につきましては、担当者が執行何書への記載を失念し、確認も不十分だったことによるものです。 指摘内容を踏まえ、「郡山市契約規則」及び「委託契約事務の手引き」に基づき所属内で勉強会を行うとともに、執行何の際にはチェックシートを添付し、複数人で確認をするよう所属内での点検体制を強化いたしました。</p> <p>令和4年8月31日措置通知 市長</p> <p>(上下水道局総務課) 指摘のありました契約事務については、入札保証金の免除事由を記載した書類の作成を失念しておりました。 令和4年度からは、入札執行何に入札保証金の項目を設け、免除事由を記載することで、「郡山市上下水道局契約規程」に基づく適正な事務処理に改めるとともに、回議により複数人で確認しております。</p> <p>令和4年8月31日措置通知 市長</p>
4 上下水道局総務課	<p>(2) 契約締結事務 ア 契約保証金免除の根拠を明確にした書類を作成していないものがあった。 契約保証金の全部又は一部を免除する場合には、郡山市上下水道局契約規程第8条第2項の規定により、その事由を明らかにした書類を作成しなければならないが、事由を明らかにした書類を作成していないものがあった。</p>	措置（完了）	<p>指摘のありました契約事務については、契約保証金の免除事由を記載した書類の作成を失念しておりました。 令和4年度からは、入札執行何に契約保証金の項目を設け、免除事由を記載することで、「郡山市上下水道局契約規程」に基づく適正な事務処理に改めるとともに、回議により複数人で確認しております。</p> <p>令和4年8月31日措置通知 市長</p>
5 上下水道局総務課	<p>イ 誤った遅延利息の率で契約を締結しているものがあった。 契約の相手方の責めに帰すべき履行遅滞による遅延利息については、郡山市上下水道局契約規程第12条の規定により、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率としなければならないが、誤った率で契約を締結しているものがあった。</p>	措置（完了）	<p>指摘のありました契約事務については、遅延利息率の変更に伴う訂正を失念しておりました。 誤った遅延利息については、速やかに双方の契約書を訂正いたしました。 なお、令和4年度からは、令和4年2月3日付け本市契約課長からの遅延利息に係る通知のとおり記載内容を変更しました。</p> <p>令和4年8月31日措置通知 市長</p>